

単位価格等表示実施要領

(1) 表示単位の指定

条例第 18 条第 1 項に規定する単位当たりの価格（商品ごとの質量、長さ、面積、体積等の単位当たりの価格をいう。以下「単位価格」という。）の表示に当たり使用する単位、（以下「単位」という。）は、次の表の左欄に掲げる商品（以下「品目」という。）の区分に従い、それぞれ同表右欄に掲げるとおりとする。

ただし、次の表の右欄に掲げる単位にかかわらず、品目を製造し、又は輸入する業者がリットル、ミリリットル、又は立方センチメートル(cc) で内容量を表示している品目については、10 ミリリットル又は 100 ミリリットルを、キログラム又はグラムで内容量を表示している品目については、10 グラム又は、100 グラムを、単位の 10 倍以上の内容量で販売される品目については、当該単位の 10 を乗じて得たもの（1000 グラムとなるときは 1 キログラム、1000 ミリリットルとなるときは 1 リットル）を、単位より少ない内容量で販売される品目については、当該単位の 10 で除して得たものを、それぞれ単位とする。

(注) 番号は告示の番号。また、欠番については品目を削除。

品 目	単 位
(加工食品—45 品目)	
1 ベーコン	100 グラム
2 ハ ム	100 グラム
3 ソーセージ	100 グラム
4 粉ミルク	100 グラム
5 インスタント粉末クリーム等	10 グラム
6 チ ー ズ	100 グラム
8 乾 め ん	100 グラム
9 マカロニ	100 グラム
10 スパゲッティ	100 グラム
11 食 塩	100 グラム
12 ソ ー ス	100 ミリットル
13 トマトケチャップ	100 グラム
14 マヨネーズ	100 グラム
15 食 酢	100 ミリットル
16 風味調味料	10 グラム
17 即席カレー	10 グラム
18 ドレッシング類	100 ミリットル
	(サラダドレッシング及び半固体状ドレッシングは100 グラム)
20 インスタントコーヒー	10 グラム

21 インスタントココア	10 グラム
22 紅 茶	10 グラム
23 果実飲料	100 ミリットル
25 食 用 油	100 グラム
28 ジ ャ ム	100 グラム
31 バ タ ー	100 グラム
32 マーガリン	100 グラム
33 み そ	100 グラム
34 しょう油	100 ミリットル
35 緑 茶	10 グラム
36 た ら こ	100 グラム
38 干しわかめ	10 グラム
39 煮 干 し	10 グラム
40 削 り 節	10 グラム
41 しらす干し	10 グラム
42 干しいたけ	10 グラム
43 つくだ煮	10 グラム
48 野菜ジュース	100 グラム
50 かん詰め	100 グラム
	(魚介類加工食品に限る)
51 めん類等用つゆ	100 ミリットル
52 焼き肉のたれ類	100 グラム
53 す じ こ	100 グラム
54 い く ら	100 グラム

55	包装もち	100 グラム
56	包装生めん	100 グラム
57	半発酵茶等（茶葉）	10 グラム
58	ヨーグルト	100 グラム

品 目	単 位
（生鮮食品—6 品目）	
2 かぼちゃ	100 グラム
4 精 肉	100 グラム
12 ま ぐ ろ	100 グラム
13 さ け	100 グラム
18 れんこん	100 グラム
20 やまといも	100 グラム

品 目	単 位
（日用品雑貨—17 品目）	
1 合成洗剤（台所用）	10 ミリットル
合成洗剤（洗たく用）	100 グラム
合成洗剤（住居用）	10 ミリットル
2 ねりはみがき	10 グラム

3	シャンプー	10 ミリットル
4	ヘアーリンス	10 ミリットル
6	粉末石けん	100 グラム
9	トイレットペーパー	10 メートル
10	ティッシュペーパー （二枚重ねのティッシュペーパーは二枚1組として10組）	10 枚
14	ラップ（食品包装用ラップフィルムに限る）	1 メートル
15	アルミホイル	1 メートル
16	クレンザー	100 グラム
17	生理用ナプキン	1 枚
18	ハンドクリーム	10 グラム
21	漂 白 剤	100 ミリットル
22	のり（洗たく用）	100 グラム
23	繊維用柔軟剤（仕上げ剤）	100 ミリットル
24	紙おむつ（紙その他の合成素材より成る使い捨ておむつ）	1 枚
25	身体用液状洗剤 （主として洗髪又は洗顔を目的とするものを除く。）	100 ミリットル

<参 考>

○ 特売品の取扱について

上記の対象品であれば、特売品等で、一日を単位として価格変動のないものは単位価格の表示対象となる。また、見切品、投げ売り等時間単位で価格変動があるものも、対象品目であれば、表示することが望ましい。

＜単位価格等表示実施対象品目の説明＞

品目説明欄の（ ）は、法令等に準拠があるものもありますので、参考として次の「法令等の略号」により記載してあります。

(略 号)

(法 令 名)

JAS : 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律

品質表示規準 : JAS 法の施行令、告示

乳等省令 : 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令

公正競争規約 : 不当景品類及び不当表示防止法の規定によるもの

JIS : 産業標準化法

家表法 : 家庭用品品質表示法

(注) 番号は告示の番号です。

区分	番号	品 目	説 明
加工食品	1	ベーコン	ベーコン、ロース、ショルダー、ミドル、サイド (JAS) (品質表示の品名指定は、ベーコン、ロース、ショルダー)
	2	ハ ム	ロース、ボンレス、ラックス、骨付、ショルダー、ベリー、プレス、混合プレス、チョップド (JAS、品質表示規準、公正競争規約)
	3	ソーセージ	ソーセージ、クックド、加圧加熱、セミドライ、ドライ、無塩漬、ボロニア、フランクフルト、ウインナー、リオナ、レバー、レバーペースト、混合、加圧加熱混合、(JAS、品質表示規準)
	4	粉ミルク	全粉乳、脱脂粉乳、加糖粉乳、調整粉乳、(乳等省令) (JAS の品名指定は、全粉乳、脱脂粉乳、加糖粉乳)
	5	インスタント粉末クリーム等	クリームパウダー (乳等省令)、植物性油脂
	6	チ ー ズ	ナチュラルチーズ、プロセスチーズ、チーズフード (公正競争規約)
	8	乾 め ん	干しそば、干しうどん、干しひらめん、ひやむぎ、そうめん、きしめん (JAS、品質表示規準)

区分	番号	品 目	説 明
加 工 食 品	9	マカロニ	マカロニ、パーミセリー、ヌードル (JAS、品質表示規準)
	10	スパゲッティ	スパゲッティ (JAS、品質表示規準)
	11	食 塩	食卓塩、料理用塩、精製塩、粗塩、焼塩
	12	ソ ー ス	ウスターソース、中濃ソース、濃厚ソース、トマトソース (JAS、品質表示規準)
	13	トマトケチャップ	トマトケチャップ、ミックスケチャップ、(公正競争規約) (JAS、品質表示規準の品名指定は、トマトケチャップ)
	14	マヨネーズ	ドレッシングのうちマヨネーズ (JAS、品質表示規準)
	15	食 酢	醸造酢、合成酢、(JAS、品質表示規準、公正競争規約)
	16	風味調味料	風味調味料 (JAS、品質表示規準)
	17	即席カレー	即席カレー (固形カレールウと粉末カレールウ) 調理済みのものは除く
	18	ドレッシング類	半固体状ドレッシング(マヨネーズを除く)、サラダドレッシング、乳化液状ドレッシング、フレンチドレッシング、分離液状ドレッシング、ドレッシングタイプ調味料 (品質表示ガイドライン) (JAS、品質表示規準)
	20	インスタントコーヒー	スプレイドライ (噴霧乾燥)、フリーズドライ (凍結乾燥)、大粒顆粒 (アグロマート) (公正競争規約)
	21	インスタントココア	ココアパウダー、調整ココアパウダー (公正競争規約)
	22	紅 茶	紅茶 (ティパックを含む)
23	果実飲料	天然果汁、天然果汁 (濃縮果汁還元)、果汁飲料、果肉飲料、果汁入り清涼飲料、果汁入り混合飲料、果汁入り炭酸飲料、果粒入り果実飲料、果実・野菜ミックスジュース (JAS、品質表示規準)	

区分	番号	品 目	説 明
加 工 食 品	25	食 用 油	食用サフラワー油、食用大豆油、食用ひまわり油、食用ニガ ー油、食用とうもろこし油、食用綿実油、食用ごま油、食用 なたね油、食用こめ油、食用落花生油、食用オリーブ油、食 用パーム油、食用パームオレイン、食用パームステアリン、 食用パーム核油、食用やし油、食用カポック油、食用調合油、 (JAS、品質表示規準)
	28	ジ ャ ム	いちごジャム、りんごジャム、あんずジャム等、ミックスジ ャム、マーマレード、ゼリー (JAS、品質表示規準)
	31	バ タ ー	バター (乳等省令)
	32	マーガリン	マーガリン、調整マーガリン、ファットスプレット、 (JAS、品質表示規準、公正競争規約)
	33	み そ	米みそ、麦みそ、豆みそ、調合みそ、(品質表示規準)
	34	しょう油	こいくち、うすくち、たまり、さいしこみ、しろしょうゆ (JAS、品質表示規準)
	35	緑 茶	茶の生葉を加熱して、もみ、乾燥した茶 (煎茶、玉露等ティ パックを含む)
	36	た ら こ	すけそうだらの卵巣の塩蔵品
	38	干しわかめ	乾わかめ、灰ぼしわかめ、もみわかめ、板わかめ (JAS、品質表示規準)
	39	煮 干 し	煮干しいわし、煮干し皮付きえび、煮干しむきえび (JAS、)
	40	削 り 節	かつお削りぶし、かつおぶし削りぶし、さば削りぶし、 さばぶし削りぶし、まぐろ削りぶし、まぐろぶし削りぶし、 いわし削りぶし、あじ削りぶし、混合削りぶし、粉末混合削 りぶし、削りぶし粉末 (JAS、品質表示規準、公正競争規約)
	41	しらす干し	いわしの稚魚を塩ゆでし干したのもの
	42	干しいたけ	乾しいたけ、(どんこ、こうしん) (JAS)
43	つくだ煮	水産物つくだ煮、農産物つくだ煮及び畜産物つくだ煮	

区分	番号	品名	説明
加工食品	48	野菜ジュース	トマトジュース、トマトミックスジュース、トマト果汁飲料、にんじんジュース、にんじんミックスジュース、野菜ミックスジュース（JAS、品質表示規準、公正競争規約）
	50	かん詰め (魚介類加工品に限る)	鯨味付かん詰、鯨野菜煮かん詰、鯨コンビーフかん詰、まぐろ油づけかん詰、かつお油づけかん詰、まぐろ味付かん詰、かつお味付かん詰、まぐろ野菜煮かん詰、かつお野菜煮かん詰、さば水煮かん詰、さば味付かん詰、さばみそ煮かん詰、いわし水煮かん詰、さんま水煮かん詰、あじ水煮かん詰、いわしトマトづけかん詰、さんまトマトづけかん詰、あじトマトづけかん詰、いわし味付かん詰、さんま味付かん詰、あじ味付かん詰、いわし油づけかん詰、いわしかば焼きかん詰、さんまかば焼きかん詰、あさり水煮かん詰、はまぐり水煮かん詰、あさり味付かん詰、はまぐり味付かん詰、あか貝味付かん詰、はまぐりくしざし味付かん詰、あか貝くしざし味付かん詰、かき水煮かん詰、あさりくん製油づけかん詰、かきくん製油づけかん詰、いか水煮かん詰、いか味付かん詰、さけ・ます水煮かん詰、その他上記種別水産物かん詰以外の水産物かん詰（JAS、公正競争規約）
	51	めん類等用つゆ	しょうゆに糖類及びかつおぶし、こんぶ、乾しいたけ等の風味原料から抽出した、だしを加えたもの又はこれにみりん、食塩その他の調味料を加えたものであって、主としてそば、うどん等のめん類のつけ汁、かけ汁若しくは煮込汁又は、天ぷらのつけ汁として用いる液体 (JAS、品質表示規準に準拠)
	52	焼肉のたれ類	しょうゆ、みそ、若しくは果実・野菜類等を主原料に、糖類、香辛料、調味料、アルコール、油脂、胡麻、食酢、食塩等を加えたもので肉の漬け込み、素焼、フライパン焼など主に肉の調味料として利用されるもの

区分	番号	品 目	説 明
加工食品	53	すじこ	さけ、ます卵の卵巣膜に包まれたまま塩漬けをしたもの
	54	いくら	さけ、ます卵の卵粒を一粒ずつ分離して塩漬けをしたもの
	55	包装もち	切もち、丸もち、板もち、鏡もちの包装されたもの
	56	包装生めん	生うどん、生そば、生中華めんの包装されたもの
	57	半発酵茶等	烏龍茶（鉄観音茶、水仙茶、花香花等）の茶葉
	58	ヨーグルト	静置ヨーグルト、攪拌ヨーグルト、果肉入り攪拌ヨーグルト
生鮮食品	2	かぼちゃ	日本かぼちゃ、西洋かぼちゃ
	4	精 肉	牛、豚、鶏、めん羊、馬、兎、その他鳥獣の生肉（公正競争規約）
	12	まぐろ	冷凍品を含む生もの、切身及び刺身（盛りつけは除く）
	13	さ け	冷凍品を含む生もの、一匹、切身
	18	れんこん	ハスの地下茎
	20	やまといも	ながいも、つくねいも（げんこつのような形） いちょういも
日用品雑貨	1	合成洗剤（台所用） 合成洗剤（洗たく用） 合成洗剤（住居用）	純石けん分以外の界面活性剤を主原料とした次の合成洗剤 台所用—主として家庭において野菜、果物、食器などの洗浄に使用するもの（JIS,家表法） 洗たく用—主として家庭において衣料などの洗濯に使用する粉状、粒状のもの（JIS,家表法） 住宅用—住居内のたたみ、木、プラスチック等、陶磁器、ガラス、金属、壁など主として硬質表面を洗浄するもの（家表法）
	2	ねりはみがき	粉はみがきに少量の結合剤、希釈剤を加え、湿潤性をもたせたもの（中練り、半練り、潤性等）
	3	シャンプー	頭皮、毛髪を清潔に保つために用いる洗髪料（液状透明、乳液状、ゼリー状、クリーム状、トニックタイプ、プロテイン、オイルタイプ等）（公正競争規約）

区分	番号	品 目	説 明
日用品 雑貨	4	ヘアーリンス	洗髪の毛の仕上げの色つやを増すこと、切毛、枝毛、裂毛を防ぎ脂肪を補うもの、頭皮の殺菌と毛の帯電性をなくし、櫛とおりをよくしたり、手ざわりをよくするもの（クリームリンス、オイルリンス等含む）（公正競争規約）
	6	粉末石けん	純石けん分を主原料とした、粉状、粒状等の粉末石けん（JIS）
	9	トイレットペーパー	トイレットペーパー（巻取り）（JIS,家表法）
	10	ティッシュペーパー	ティッシュペーパー（方形）（家表法）
	14	ラップ（食品包装用ラップフィルムに限る）	一般家庭において、食品の保存、調理等に使用される機密性、耐水性、耐油性、密着性等の性質を有する合成樹脂の薄膜で紙管等に巻かれたもの
	15	アルミホイル	食事用、食卓用又は台所用のアルミニウムはく（家表法）
	16	クレンザー	みがき粉、台所用具等のみがき洗いに使用するケイ砂等研磨剤又はこれに洗剤を混合したもの
	17	生理用ナプキン	生理処理用品で紙綿のうちナプキンのみ
	18	ハンドクリーム	主として手の荒れを防ぐ目的で使用する無水油性、含水油性、中性及び弱油性のクリーム
	21	漂 白 剤	酸化型（塩素系漂白剤と酵素漂白剤）、還元型（還元系漂白剤）（家表法）
	22	の り（洗たく用）	天然のり（でんぷん）及び化学のりで洗たく用
	23	繊維用柔軟剤 （仕上げ剤）	繊維製品には柔軟性、平滑性をあたえるため製剤したもので、一般には陽イオン活性剤が用いられる「〇〇ソフター」「柔軟仕上げ剤」等が付された商品名が多い
	24	紙おむつ（紙その他の合成素材より成る使い捨ておむつ）	紙（パルプを含む）、その他の合成素材によって製品化されたもので、反復使用にはなじまないもの おむつカバーは除くがおむつカバーと一体となった例えばパンツ状のものは含まれる

区分	番号	品目	説明
日用品雑貨	25	身体用液状洗淨料 (主として洗髪又は洗顔を目的とするものを除く)	全身洗淨料、ボディークリーム、薬用ボディークリーム、ハンドソープ、薬用ハンドソープ等の品名で販売されているもので、薬事法に規定する化粧品又は医薬部外品に該当する身体用液状洗淨料。ただし、シャンプー、洗顔料など、洗髪又は洗顔を目的とするものを除く。

(2) 表示方法の指定

① 条例第 18 条第 1 項に規定する単価を表示する方法は、消費者が品目を購入する際の選択の基準となるようなわかりやすく、かつ、目につきやすい方法で、次に掲げるいずれかの一つの方法又は二以上を組合せた方法とする。

ア 商品ごとに直接ラベルをはりつけて表示し、又は印刷して表示する方法

イ 商品の陳列だな等にラベルをはりつけて表示し、又は差し込んで表示する方法

ウ 商品の近くに下札又は置札で表示する方法

エ 商品の近くに、一覧表で表示する方法

② 前項のラベル、下札、置札又は一覧表には、次に掲げる事項を明記するものとする。

ア 面前計量の方法により品目を販売する場合は、商品名、単位及び単価

イ 面前計量以外の方法により品目を販売する場合は、商品名、単位、単価、内容量及び販売価格（容器代を含めた価格をいう。以下同じ。）

<参 考>

- 単価等の表示にあたり、プライスカードの大きさ、型式、色彩、材質については特に指定しない。
- 商品の陳列だなにラベルをはりつけて表示又は差し込んで表示する場合には、単価表示の文字の大きさを 14 ポイント程度とすることが望ましい。

＜表示カード（プライスカード）作成例＞

例 1 対象品目ごとに直接包装に貼付又は印刷する方法

商品名	〇〇ケチャップ		
100 g 当たり	71, 7 円		
内容量	300 g		
販売価格	215 円		

要冷蔵				
<table border="1"> <tr> <td>牛肉（肩肉）</td> </tr> </table>				牛肉（肩肉）
牛肉（肩肉）				
毎度ありがとうございます				
××スーパーK. K.				
加工日	100 g 当たり（円）	正味量（g）	値段（円）	
8,11,1	386	515	1,988	

例 2 対象品目の陳列棚にラベルを貼付又は差込む方法

〇〇スパゲッティ	500 g
100 g 当たり	59.00 円
295 円	

〇〇みそ（米みそ）	
内容量	販売価格
1,5kg	465 円
100 g 当たり	

例 3 対象品目の近くに下札、置札で明示する方法

・ 下げ札による方法

・ 置き札による方法

○ ○

○	○			
<table border="1"> <tr> <td>やまといも</td> </tr> </table>		やまといも		
やまといも				
100 g 当たり	<table border="1"> <tr> <td style="width: 40px;"></td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> </table>		2	1
	2	1		
¥				

100 か
グ ぼ
ラ ち
ム や
15
円

例 4 対象品目をまとめて一覧表にして明示する方法

○ ○

○品名	内 容 量	10 g 当たり単価	販売価格○
	(g)	(円)	(円)
○○ねりはみがき	90	20,6	185
“	160	17,5	280
△△ねりはみがき	95	27,9	265
“	135	26,7	360

③ 単位価格の算出方法

単位価格は、販売価格を当該品目の内容量に除して得た額の有効数字3ケタ（4ケタ目を四捨五入）に、(1)の表の右欄に定める単位を乗じて得た額とする。

<参 考>

○ 単位価格の算出方法について（計算例）

例 1 : 販売価格 179 円
 内容量表示 225 g } の場合
 指定単位 10 g }

6

$$179 \div 225 = 0,7955 = 0,796 \quad (\text{四捨五入で得た数字})$$

$$0,796 \times 10 = 7,96$$

単位価格表示は、「10 g 当たり 7,96 円」となる。

例 2 : 販売価格 350 円

内容量表示 146ml

指定単位 100ml

$$350 \div 146 = 2, \cancel{3} \cancel{5} \cancel{0} = 2, 40$$

$$2, 40 \times 100 = 240$$

単位価格表示は、「100ml 当たり 240 円」となる。

○ 消費税の取扱いについて

- ・ 単位価格表示にあつては販売価格（原則税込）を単位価格の算出基礎とする。

④ 詰合せ品の表示及び単位価格の算出方法

二以上の品目を詰め合わせて販売する商品のうち、当該二以上のすべての品目の銘柄、品質、品種及び組成が同一のものについては、これを一つの品目とみなし、(1)及び前各項の規定を準用する。

<参 考>

○ 内容量表示が2通りあるものの取扱いについて

かん詰：固形量表示のあるものは固形量を基準とする。

(3) 事業者の指定

条例第 18 条第 2 項の規定により、知事の規定する業種、規模又は態様により、事業を行う者は、次に掲げる一に該当する店舗により物品を継続反復して最終消費者に販売する事業を行う者（以下「小売業者」という。）とする。

① 一の店舗面積（小売業者等を営むための店舗の用に供される床面積をいう。以下同じ）が 300 平方メートル以上の店舗

② 二以上の小売業者が 1 の建物内で小売業を営む場合において、特定の小売業者（以下「キーテナント」という。）及びこれと出店契約を結んでいる 1 以上の小売業者（以下「出店契約者」という。）があるときは、キーテナントと一以上の出店契約者の店舗面積の合計が 300 平方メートル以上ある場合における該当キーテナント及び当該出店契約者の店舗

<参 考>

例 1：1つの建物（A スーパー）

A	B
	C
	D

A・・・キーテナント（200㎡）

B～D・・・Aとの出店契約者（各40㎡）

A+B+C+D=320㎡

このような場合は、A、B、C、Dの全店で対象品目について

単位価格表示を実施することになります。

当該店舗が公共の用に供される道路をその他の施設によって2以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分及び通路によって接続され機能が一体となっている二以上の店舗は、それぞれこれを1つの店舗とします。

地上の建物と地下街が接続している場合は、原則として次のように取扱うものとします。

- (1) 地上の建物の下にある地下部分は一体として取扱う。
- (2) (1)の地下部分からさらに地下街に直接つながっている場合には、原則として別個の建物とするが、建物の構造、営業主、営業方法等からみて、機能的に同一と認められるものは、同一の店舗として扱う。

③ 特別区が設置管理する公設小売市場で、一の店舗面積が200平方メートル以上の店舗

＜店舗面積の範囲の説明＞

消費生活条例に基づき指定された「一の店舗面積」とは「小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。）を行うための店舗の用に供される床面積」とされている。（大規模小売店舗立地法第2条第1項）

1 店舗面積に含まれる部分

部 分 名	説 明
(1) 売 場	直接物品販売の用に供する部分をいい、店舗面積に含む。 ショーケース等直接物品販売の用に供する施設に隣接し、顧客が商品の購入又は商品の選定等のために使用する部分（壁等により売場と明確に区切られていない売場間通路を含む。）は売場とみなす。
(2) ショーウインド	ショーウインドは、店舗面積に含む。ただし、階段の壁に設けられたはめ込み式のショーウインドは、店舗面積に含まない。

(3) ショールーム等	ショールーム、モデルルーム等の商品の展示又は実演の用に供する施設をいい、店舗面積に含む。
-------------	--

部 分 名	説 明
(4) サービス施設	手荷物一時預かり所、買物品発送等承り所、買物相談所、店内案内所その他顧客に対するサービス施設をいい、店舗面積に含む。
(5) 物品加工修理場 うちの顧客から引 受（引渡を含む。） の用に直接供する 部分	カメラ、時計、眼鏡、靴、その他の物品の加工又は修理の顧客からの引受（加工又は修理のための物品の引渡を含む。）の用に直接供する部分をいい、店舗面積に含む。当該部分が加工又は修理を行う場所と間仕切り等で区分されていないものであるときは、その全部を店舗面積に含む。

2 店舗面積に含まない部分

部 分 名	説 明
(1) 階 段	上り階段及び下り階段とも最初の段鼻（踏み面の先端）の線で区分し、踊り場及び階段と階段にはさまれた吹抜きの部分を含むものをいい、店舗面積に含まない。また、階段の周辺に防火用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等と最初の段鼻、壁、柱等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に階段部分とみなし、店舗面積に含まない。
(2) エスカレーター	エスカレーター装置（付属部分を含む。）部分をいい、店舗面積に含まない。また、エスカレーターの周辺に防火用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分及び吹抜きの部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエスカレーター部分とみなし、店舗面積に含まない。

(3) エレベーター	エレベーターの乗降口の扉の線で区分し、店舗面積に含まない。また、エレベーターの周辺に防火用のシャッター等がある場合は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエスカレーター部分とみなし、店舗面積に含まない。
------------	--

部 分 名	説 明
(4) 売場間通路及び 連絡通路	壁等により売場と明確に区分された売場として利用し得ない通路、建物と建物を結ぶための道路等の上空に設けられた渡り廊下、地下道その他の連絡通路をいい、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に通路とみなし店舗面積に含まない。また、上記の通路の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に通路とみなし、店舗面積に含まない。
(5) 文化催場	展覧会等の文化催しのためのみに供し、又は供される場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
(6) 休憩室	客室休憩室又は喫煙室その他これに類する施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
(7) 公衆電話室	公衆電話室であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
(8) 便 所	便所の出入り口の線（専用の通路がある場合は、その出入口の線）で他と区分し、店舗面積に含まない。
(9) 外商事務室等	外商ないし常得意先に対する業務のみを行う場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
(10) 事務室・荷扱い所	事務室、荷扱い所、倉庫、機械室、従業員施設等顧客の来集を目的としない施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
(11) 食 堂	食堂、喫茶室等をいい、店舗面積に含まない。
(12) 塔 屋	エレベーター室、階段室、物見塔、広告塔等屋上に突き出した部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱

	うものとする。
(13) 屋 上	塔屋を除いた屋上部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。
(14) はね出し下軒下等	建物のはね出し下、ひさし、軒下等の部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、はね出し下等において、展示販売、ワゴン等による各種商品の販売又は自動販売機を設置して飲食料品等の販売を行っている部分は、売場として取り扱うものとする。